

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則

(目的)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条第1項第3号の規定に基づき、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、知事が別に定める範囲内における訪問看護を受けるために要する費用（以下「訪問看護費用」という。）を毎年度予算の範囲内で交付し、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

(受給の対象者等)

第2条 訪問看護費用の交付を受けることのできる者（以下「受給者」という。）は、指定難病（法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）又は特定疾患（特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第2条に規定する疾患をいう。以下同じ。）にかかっている者であつて、かつ、当該指定難病又は特定疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している県内に住所を有する者のうち、医師が訪問看護を必要と認めるもの（仙台市内に住所を有する指定難病の患者を除く。以下「対象患者」という。）とする。

2 訪問看護費用の交付の対象となる訪問看護の範囲は、知事が別に定める。

(認定)

第3条 受給者となろうとする者は、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者又はその者と生計を一にする者のうち訪問看護費用を負担するもの（以下これらを「申請者」という。）は、訪問看護費用交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、受給者と認定したときは、その旨を通知するものとする。

(有効期間)

第4条 前条第1項の認定の有効期間は、1年以内とする。

2 前項に規定する認定の有効期間（当該認定の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた認定の有効期間）の満了後引き続き当該認定に係る受給者となろうとする受給者は、認定の有効期間の更新を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の認定の有効期間の更新を受けようとする受給者について準用する。

(認定の取消し)

第5条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、受給者の認定を取り消すものとする。

- 一 入院期間が3月を超えるとき。
- 二 人工呼吸器の装着を中止し、又は中断したとき。
- 三 県内の市町村の住民基本台帳から削除されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当することとなつた者は、訪問看護費用交付対象者取消届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、交付する額、支給方法その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則に規定する訪問看護費用の交付に相当するものに関し知事に提出されている書類及び知事がした認定等は、この規則の規定中にそれらに相当する規定がある場合には、この規則の相当の規定によるものとみなす。

附 則 (平成14年3月22日宮城県規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年5月14日宮城県規則第92号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則様式第1号により行われている申請は、改正後の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則様式第1号により行われた申請とみなす。

附 則 (平成20年3月31日宮城県規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月27日宮城県規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の規定による様式第一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定疾患に係る訪問看護費用交付規則の規定によるものとみなす。

附 則 (平成26年12月26日宮城県規則第88号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日宮城県規則第55号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日宮城県規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

附 則 (令和5年3月17日宮城県規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。